

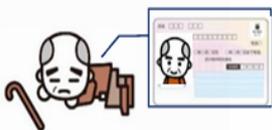
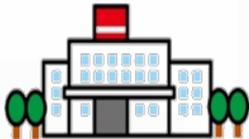
【令和7年10月1日からマイナ救急実証事業がはじまります】

10月1日から全国すべての720消防本部（局）、合計5,334隊の救急隊で実証事業が始まります。

今の救急現場では、患者ご本人やご家族から受診歴などを口頭で確認していますが、ご本人の症状によっては説明できなかったり、服用している薬をご家族が把握していないこともあります。

この実証事業に参画することで、救急隊員が専用端末でマイナ保険証を読み取り、医療情報のシステムにアクセスし、患者の情報を医療機関へ伝えることができるようになるため、救急活動の迅速化や円滑化につながります。

【マイナ保険証を活用するメリット】

| | | |
|---|---|---|
|  |  |  |
| 傷病者本人の情報を 正確に伝えられる | 病院の選定や 搬送中の応急処置 を適切に行える | 搬送先病院で 治療の事前準備 ができる |

マイナ保険証を活用することで、傷病者の服用薬・診療などの正確な情報を確認することができます。また、病院の選定や搬送中の応急処置を適切に行えることができ、搬送先の病院で治療の事前準備をすることができます。

救急隊員が傷病者のもとに到着して、マイナンバーカードの所持と健康保険証利用登録の両方があるかを確認します。

次の(1) または (2) に該当する場合は通常通りの救急業務となります。

- (1) マイナンバーカードと健康保険証利用登録がない。
- (2) 本人確認と本人の同意を得られない。

この実証事業は、救急現場で傷病者のマイナンバーカードから医療情報を取得し、救急活動の迅速化・円滑化を図ることを目的としています。マイナンバーカードを所持して、健康保険証の利用登録があり、傷病者本人の同意が得られた場合に行いますので、「マイナ保険証の利用登録がなされているマイナンバーカード」の携行にご理解とご協力をお願いします。

総務省消防庁「マイナ救急」ホームページはこちら
(「マイナ救急」YouTube 動画も視聴できます。)

